

特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業の運営基準について

平成26年3月28日

橋本市 健康福祉部 こども課

「はしぼう」



橋本市マスコットキャラクター

【目 次】

＜項 目＞		ページ数
1. 確認制度について		1～4
(参考)確認を受ける施設・事業所		
(参考)「認可」と「確認」の関係について		
(参考)子ども・子育て支援法における給付・事業の種類について		
2. 市町村が条例で定める運営基準について		5～7
3. 利用定員の設定方法について		8～9
(参考)1号・2号・3号認定の区分イメージ		
4. 運営に関する基準について		10～18
5. 業務管理体制の整備について		19
6. 教育・保育に関する情報の報告及び公表について		20～22

1. 確認制度について

(1) 市町村による施設・事業の「確認」(子ども・子育て支援法第27条第1項、第29条第1項、第31条、第43条)

市町村は、給付制度に入る施設(認定こども園・幼稚園・保育所)及び事業(小規模保育事業・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業)について、施設・事業所の申請に基づき、1号・2号・3号認定子どもの利用定員を定めたうえで給付の対象となることを「確認」し、給付費を支払う。

⇒ 「橋本市子ども・子育て会議」に、利用定員の設定(確認)の意見を聴く

(2) 「確認」を受ける施設・事業の要件(子ども・子育て支援法第34条、第46条)

- ① 学校教育法、児童福祉法等に基づく「認可」を受けている施設・事業所であること
- ② 市町村の条例で定める運営に関する基準(運営基準)を満たすこと

※ 既存の認可幼稚園、認可保育所、認定こども園、家庭的保育事業者は、確認されたものとみなされる。

⇒ 運営基準については、国が定める基準(内閣府令)を踏まえ、市町村が条例として制定する

(3) 「確認」制度における業務管理体制と情報公表について

(2)に加えて、施設・事業所に対しては、子ども・子育て支援法において、

- ① 業務管理体制の整備(子ども・子育て支援法第55条)
- ② 教育・保育に関する情報の報告及び公表(子ども・子育て支援法第58条)

が求められている。

(参考) 確認を受ける施設・事業所

子どものための教育・保育給付

施設型給付

市の確認

特定教育・保育施設

認可
(県)

認可幼稚園

(定員) 定めなし

認定
(県)

認定こども園

(定員) 20人以上

認可
(市)

認可保育園

(定員) 20人以上

学校教育法第3条に規定する学校の設備、編成その他に関する設置基準を満たす施設

認定こども園法第3条第1項の規定により都道府県の条例で定める要件、同条第3項の規定により都道府県の条例で定める要件、又は同法第13条第1項の規定により都道府県等の条例で定める設備及び運営についての基準を満たす施設

児童福祉法第45条第1項の規定により都道府県等の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準を満たしている施設

地域型保育給付

市の確認

特定地域型保育事業者

認可
(市)

小規模保育

(定員) 6人～19人

家庭的保育

(定員) 5人以下

事業所内保育

(定員) 定めなし

居宅訪問型保育

(定員) 1:1

児童福祉法第34条の16第1項の規定により市町村の条例で定める設備及び運営についての基準を満たす事業

(参考)「認可」と「確認」の関係について

	「認可」	「確認」
根拠法	認定こども園：認定こども園法(第13条等) 幼稚園：学校教育法(第3条) 保育所：児童福祉法(第45条) 家庭的保育事業等：児童福祉法(第34条の16)	子ども・子育て支援法(第34条、第46条)
基準	認可権者が定める基準(設備・運営)を遵守しなければならない。	① 教育・保育施設の区分及び地域型保育の種類に応じ、認可権者が定める基準(設備・運営)を遵守しなければならない。 ② <u>市町村の条例で定める運営に関する基準に従い、特定教育・保育及び特定地域型保育を提供しなければならない。</u>
財政措置	認定こども園・幼稚園・保育所 → 施設型給付 家庭的保育事業等 → 地域型保育給付	
定員の 設定方法	認可権者が定める基準(設備・運営)の範囲内で認可定員を設定。	認可定員の範囲内で利用定員を設定。

⇒ 「認可」を受けた施設・事業が給付(財政措置)の対象となるために、市町村の「確認」が必要。

新制度では、市町村は認可定員の範囲内で利用定員を設定し、利用定員の範囲内で施設・事業所に対して給付費が支給される。

(参考)子ども・子育て支援法における給付・事業の類型について

【類型図】

給付または事業	種別		種別2	種別3	認可基準	確認
子ども・子育て支援給付	教育・保育給付	施設型給付	認定こども園	幼保連携型	県(中核市のみ市)	市
				保育所型	県	
				幼稚園型		
				地方裁量型		
			幼稚園	—		
		保育所	—	県(中核市のみ市)		
		地域型保育給付	小規模保育事業	A型	市	
				B型		
				C型		
			家庭的保育事業	—		
	居宅訪問型保育事業		—			
事業所内保育事業	—					
現金給付	児童手当					
地域子ども・子育て支援事業 (※全13事業のうち抜粋)	利用者支援事業					
	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)					
	妊婦健診					
	延長保育事業					
	放課後児童クラブ(学童保育) など					

2. 市町村が条例で定める運営基準について

概要

○ 前述のとおり、確認される施設・事業所に対しては、下記事項が求められる。

- ① 学校教育法、児童福祉法等に基づく認可基準等を満たすこと
- ② 子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準（運営基準）を満たすこと

○ 市町村で定める運営基準の策定（子ども・子育て支援法第34条第3項、第46条第3項）

運営基準については、国が定める基準（内閣府令）を踏まえ、市町村が条例として策定する。

⇒ 運営基準における「従うべき基準」と「参酌すべき基準」は以下のとおり

	事 項	法的効果
「従うべき基準」	・ 利用定員 ・ 小学校就学前子どもの適切な処遇の確保（差別的取扱いの禁止、虐待の禁止等） ・ 秘密の保持（秘密の保持、個人情報の保護等） ・ 小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの（健康診断等の子どもの心身の状況の把握等）	必ず適合しなければならない基準
「参酌すべき基準」	上記以外	十分参照しなければならない基準

2. 市町村が条例で定める運営基準について

○「運営基準」条例の制定までのスケジュール(予定)

平成27年4月の新制度開始(予定)に向けて、平成26年度の早い時期に基準(条例)等を設けておく必要がある。

国の自治体向け説明会で提示された作業スケジュールにおいては、「国の子ども・子育て会議で示される資料等を参照しつつ、自治体における条例を検討し、「平成27年度当初の事業開始等に対応できるよう、可能な限り平成26年6月議会において、基準に関する条例を策定し、事業者等に周知」する、とされており、内閣府令の公布を待たずに作業を進めなければならない。

<参考>「運営基準」と認可基準との関係

認可基準において定めている事項と確認基準において定める事項では、重複している項目がある。

※ 介護保険制度における特別養護老人ホーム等についても、認可基準と指定基準において重複している項目指定基準のみに定められている項目等が存在。

2. 市町村が条例で定める運営基準について

橋本市子ども・子育て会議での意見聴取

市町村が条例で定める運営基準のうち、国の子ども・子育て会議で示される資料等を参照し、下記事項について市の対応方針を示す。

審議項目	市の対応方針	本資料の説明ページ
① 利用定員の設定について	内閣府令で定められる「従うべき基準」に該当するため、国の基準どおりとする。 ➤ なお、条例の制定後、給付制度に入る施設・事業の確認をする際は、橋本市子ども・子育て会議に利用定員の設定について意見を聴くことになる。	P,8～9 「3. 利用定員の設定方法について」
② 運営に関する基準について	内閣府令で定められる「従うべき基準」と「参酌すべき基準」が混在するが、<u>基本的には国の基準どおりとする。</u>	P,10～18 「4. 運営に関する基準について」

3. 利用定員の設定方法について【従うべき基準】

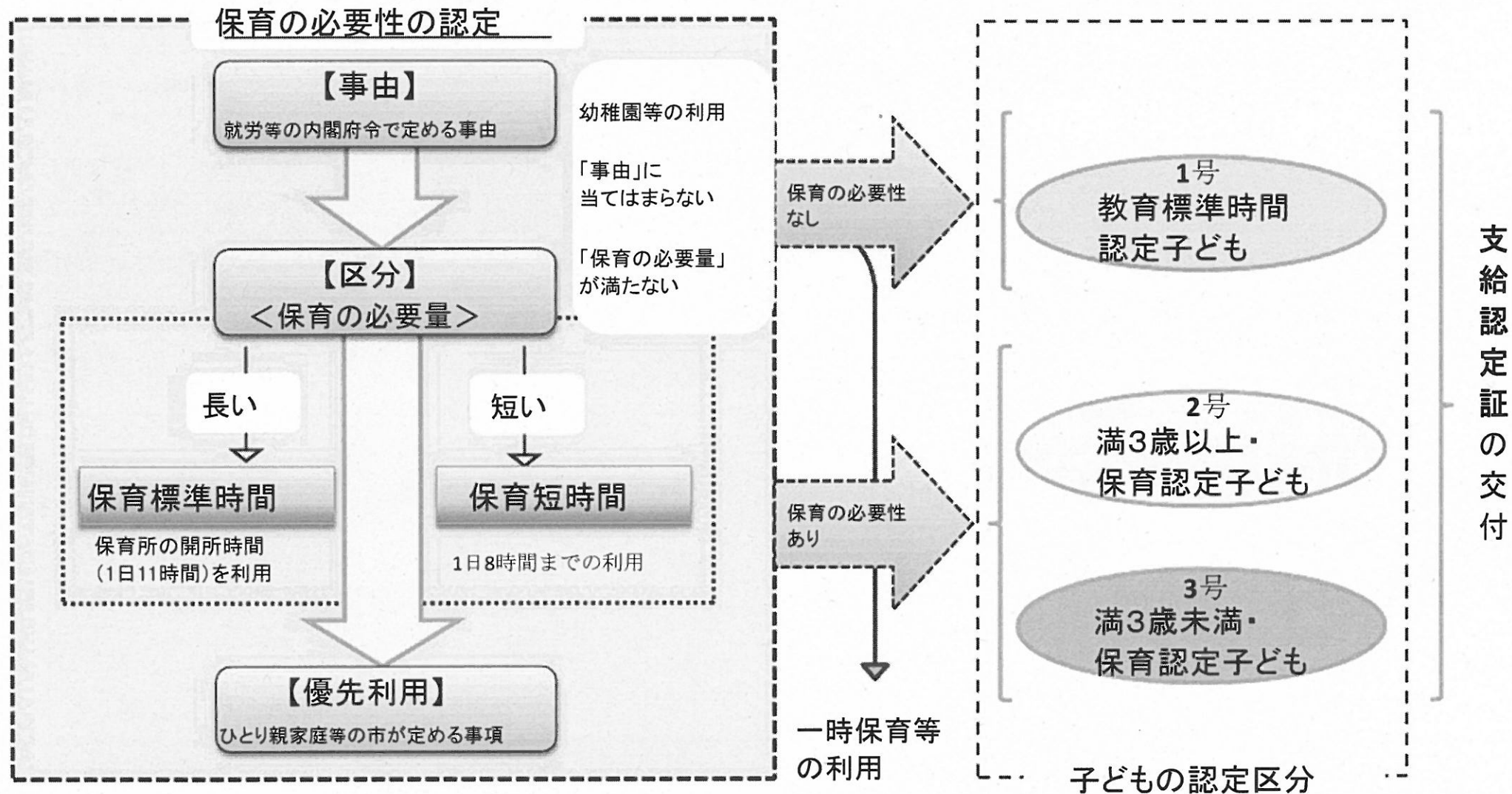
概要

確認に当たっては、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、1号・2号・3号認定の区分ごとに利用定員を定める。
(認可定員の範囲内で利用定員を設定) (子ども・子育て支援法第31条、第43条)

		満3歳以上		満3歳未満
		1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども
施設型 給付	認定こども園	○ ※2	○	○ ※3
	保育所	※1	○	○
	幼稚園	○	※1	
地域型 保育 給付	小規模保育	※1	※1	○
	家庭的保育	※1	※1	○
	居宅訪問型保育	※1	※1	○
	事業所内保育	※1	※1	○

※ 1 特例給付による利用形態あり。 ※2 幼保連携型では、定員を設定しないことも可能。 ※3 定員を設定しないことも可能。

(参考)1号・2号・3号認定の区分イメージ



※教育標準時間認定子ども(1号) : 満3歳以上の小学校就学前子どものことをいう。

※保育認定子ども(2号・3号) : 満3歳以上(2号)・満3歳未満(3号)の小学校就学前子どもであって、内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難な子どものことをいう。

4. 運営に関する基準について

○ 運営に関する基準のうち国の子ども・子育て会議で検討されている内容は、以下のとおり。

分 類	主な検討事項
利用開始に伴う基準	・内容・手続の説明、同意、契約 ・応諾義務(正当な理由のない提供拒否の禁止) ・定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考 ・支給認定証の確認、支給認定申請の援助
教育・保育の提供に伴う基準	・幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 ・子どもの心身の状況の把握 ・子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む) ・連携施設との連携(地域型保育事業のみ) ・利用者負担の徴収(実費徴収、上乗せ徴収を含む) ・利用者に関する市町村への通知(不正受給の防止) ・特別利用保育・特別利用教育の提供(定員外利用の取扱い)
管理・運営等に関する基準	・施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、提示 ・秘密保持、個人情報保護 ・非常災害対策、衛生管理 ・事故防止及び事故発生時の対応 ・評価(自己評価、学校関係者評価、第三者評価) ・苦情処理 ・会計処理(会計処理基準、区分経理、使途制限等) ・記録の整備
撤退時の基準	・確認の辞退・定員減少における対応(利用者の継続利用のための便宜提供)

4. 運営に関する基準について

※ 従: 従うべき基準 参: 参酌すべき基準

項目	※	橋本市の基準案
利用開始に伴う基準	①内容・手続きの説明、同意、契約 教育・保育の提供開始に当たって、保護者に対して事前説明を行った上で、同意を得ることを求めることとする。 ＜事前説明を要する事項(施設・事業の選択に資すると認められる事項)＞ ・ 運営規程の概要 ※後述 ・ 苦情処理体制 ※後述 ・ 事故発生時の対応 ※後述 事前説明の方法は、パンフレット、説明書などの文書の交付とともに丁寧に説明することを基本とする。その際、保護者の申出に対応して、文書の交付に代えて電子ファイル等を提供することも可能とする。 ②応諾義務(正当な理由のない提供拒否の禁止) 利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 「正当な」理由は、①定員に空きがない場合、②定員を上回る利用の申込みがあった場合(選考が必要)、③その他特別な事情がある場合などを基本とする。 ③については、特別な支援が必要な子どもの状況と施設・事業の受入れ能力・体制との関係、利用者による利用者負担の滞納との関係、設置者・事業者による通園標準区域の設定との関係、保護者とのトラブルの関係などについて、慎重に整理をした上で、その運用上の取扱いについて国から示されることになる。 ※その際には、情報公表、代行徴収制度の有無や措置制度(児童福祉法)との関係、直接契約と委託の違い等についても留意される。	⇒国の基準どおり

4. 運営に関する基準について

※ 従:従うべき基準 参:参酌すべき基準

項目	※	橋本市の基準案
利用開始に伴う基準	③定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考 定員を上回る利用の申込みがあった場合、国が定める選考基準に基づき選考を行うこととなるが、選考方法については明示を求める。【情報公表の対象】 ・教育標準時間認定(1号)を受けた子どもの場合、「抽選」、「先着順」、「建学の精神等設置者の理念」に基づく選考。 ・保育認定(2号、3号)を受けた子どもの場合は、市が利用調整を行う。 ・特別な支援が必要な子どもの受入体制が整っている施設の場合、特別な支援が必要な子どもを優先的に選考。	⇒国の基準どおり
	④支給認定証の確認、支給認定申請の援助 保護者の受給資格を確認するため、施設・事業の利用開始に当たって、支給認定証の確認(利用期間等)を行うこととする。 支給認定申請が行われていない場合には、申込みの意思を踏まえて、速やかに適切な申請がされるよう援助をすることとする。	
教育・保育の提供に伴う基準	①幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園要領(仮称)、地域型保育事業は保育所保育指針に基づき、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなくてはならない。	⇒国の基準どおり
	②子どもの心身の状況の把握(健康診断等) ※ 現在のところ国から示されていない	

4. 運営に関する基準について

※ 従: 従うべき基準 参: 参酌すべき基準

項 目	※	橋本市の基準案
教育・保育 の提供に 伴う基準	③子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む) 1) 利用児童の平等取扱い 入所者の国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かにより差別的取扱いをしてはならない。 2) 虐待等の禁止 職員は、入所者に虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 3) 懲戒に係る権限の乱用防止 懲戒に関し入所者の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限濫用をしてはならない。 ④連携施設との連携(地域型保育事業のみ) 地域型保育事業を行う事業者に対し、「保育内容に関する支援」・「卒園後の受け皿」の観点から、連携施設の設定を求めるとともに、連携内容等を明確にするよう努めることを求めることとする。 特に、「保育内容に関する支援」として、連携施設から給食の外部搬入を行う場合及び合同で嘱託医の健診を受ける場合、「卒園後の受け皿」として、連携施設に優先的な利用枠を設ける場合などの経費が必要となるような場合、利用枠の設定などの形で確実な履行が担保されるべき事項等については、協定書(契約書、覚書等)の締結を求め、どの施設と連携関係にあるのか、情報公表項目として明示していくことを求めることとする。【情報公表の対象】	⇒国の基準どおり
	従	
	参	

4. 運営に関する基準について

※ 従:従うべき基準 参:参酌すべき基準

	項 目	※	橋本市の基準案
教育・保育の提供に伴う基準	⑤利用者負担の徴収(実費徴収、上乗せ徴収を含む) 施設・事業者は、法に定める利用者負担を受領することを求め、その上で、それ以外に、実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができる。 実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収を行う場合、各施設・事業者においてあらかじめ額や理由を明示することを求める。【情報公表の対象】 ➤ 公立・社会福祉法人立施設による上乗せ徴収の取扱い、実費徴収に限度を設けるかどうか等の実費徴収、上乗せ徴収のあり方については、公定価格のあり方や実費徴収に係る補足給付を行う事業(地域子ども・子育て支援事業)とも密接に関連することから、教育・保育の多様性の実態や公定価格の中で対象とする経費の考え方を踏まえつつ、公定価格の議論において検討される。	参	⇒国の基準どおり
	⑥利用者に関する市町村への通知(不正受給の防止) 給付(委託費)を受けている子どもの保護者が虚偽・不正行為によって教育・保育の提供を受けている又は受けようとしていることを施設・事業者が把握した場合、市町村に対して通知することを求めることとする。	参	
	⑦特別利用保育・特別利用教育の提供(定員外利用の取扱い) 特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育(※)を提供する場合の職員配置、設備、教育・保育の内容は、当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等によることを基本とする。	参	

※「特別利用保育」：教育標準時間認定(1号)子どもが、特定教育・保育施設(保育所に限る)から受ける保育をいう。

※「特別利用教育」：満3歳以上保育認定(2号)子どもが、特定教育・保育施設(幼稚園に限る)から受ける教育をいう。

※「特別利用地域型保育」：教育標準時間認定(1号)子ども及び満3歳以上保育認定(2号)子どもが、特定地域型保育事業者から受ける特定地域型保育をいう。

4. 運営に関する基準について

※ 従: 従うべき基準 参: 参酌すべき基準

項目	※	橋本市の基準案
管理・運営に関する基準	①施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、提示 運営規程において定めるべき重要事項を定めた運営規程の策定、提示を求めることとする。 <運営規程> 1. 施設・事業の目的及び運営の方針 2. 提供する教育・保育の内容 3. 職員の職種、員数及び職務の内容 4. 教育・保育を提供する日及び時間(開所時間)、提供を行わない日(休業日) 5. 利用料等に関する事項(実費徴収、上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む) 6. 利用定員(確認制度上の定員設定と同じ区分で定める) 7. 施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 (入園資格、選考を行う場合の基準を含む) 8. 緊急時等における対応方法 9. 非常災害対策 10. 虐待防止のための措置に関する事項 11. その他施設・事業の運営に関する重要事項	⇒国の基準どおり

4. 運営に関する基準について

※ 従: 従うべき基準 参: 参酌すべき基準

項目	※	橋本市の基準案
管理・運営に関する基準	②秘密保持、個人情報保護 施設・事業の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を漏らしてはならない。 従事している職員に加えて、職員が退職後も正当な理由なく業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、施設・事業者が必要な措置を講ずることとする。 地域型保育事業から教育・保育施設への接続や小学校との接続など、情報提供が必要となる場合に対応するため、あらかじめ保護者に周知・説明し、同意を得ておくこととする。	⇒国の基準どおり
	③非常災害対策、衛生管理 施設・事業については、非常災害にかかる計画、関係機関への通報、連携体制等を整備、職員への周知、定期的な訓練の実施を求めることとする。 また、施設・設備の衛生管理に努めるとともに、感染症のまん延防止のための措置を講ずることを求めることとする。	
	④事故発生及び事故発生時の対応 事故の発生(再発)防止ための措置を講じ、事故発生時の保護者(家族)や市町村に対する速やかな報告・記録・損害賠償を行うことを求めることを基本とする。 【情報公表の対象】	
	⑤評価(自己評価、学校関係者評価、第三者評価) 自己評価及びそれに基づく改善については、すべての教育・保育施設、地域型保育事業者に対して求める方向とする。【情報公表の対象】 学校関係者(保護者等)評価、第三者評価については、受審に努めることとする。 ※コスト評価については、公定価格において検討される。	

4. 運営に関する基準について

※ 従: 従うべき基準 参: 参酌すべき基準

	項 目	※	橋本市の基準案
管理・運営 に関する 基準	⑥苦情処理 入所者、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講ずることとする。 苦情に関連して確認主体である市町村が行う指導監督等に対し、必要な協力、改善等を行う旨を求めることとする。	参	⇒国の基準どおり
	⑦会計処理 施設型給付、地域型保育給付の創設を受けて、法人種別ごとの会計処理を求める。公費の透明性確保の観点から、施設・事業ごとの区分経理を求める。 その上で、財務諸表の公表を求めていくことを基本とする。【情報公表の対象】 ※ 給付費(委託費)の用途について、区分経理と情報公表を前提とした上で、用途制限を設けるかどうか等は、今後、国において検討される。	参	
	⑧記録の整備 ※ 現在のところ国から示されていない。	参	

4. 運営に関する基準について

※ 従: 従うべき基準 参: 参酌すべき基準

項 目		※	橋本市の基準案
管理・運営に関する基準	⑨管理・運営に関するその他の事項 ア)勤務体制の確保 適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定め、必要な研修機会を確保し、資質向上等を図ることを求めることとする。 イ)誇大広告の禁止 その施設・事業について広告する場合、虚偽又は誇大なものとしてはならない。	参	⇒国の基準どおり
撤退時の基準	①確認の辞退、定員減少における対応(利用者の継続のための便宜提供等) 給付の対象施設・事業であることの辞退(確認の辞退)や利用定員の減少については3ヶ月以上の予告期間を設けることとされているが、その際、施設・事業者は、現に利用している子ども・保護者に対して、継続して教育・保育が提供されるよう、他の施設との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。 また、上記に伴い、協力する教育・保育施設、地域型保育事業者については、利用定員の弾力化に当たって配慮することとする。	参	⇒国の基準どおり

5. 業務管理体制の整備について

子ども・子育て支援法では、給付(委託費)の適正な実施を担保していくため、確認を受けた教育・保育施設の設置者、地域型保育事業の事業者に対して、内閣府令で定める基準に従い、業務管理体制を整備した上で、届出を求めることとしている。(子ども・子育て支援法55条)

また、届出に当たっては、以下の区分に応じた届出を行い、市町村長、都道府県知事、内閣総理大臣は、それぞれ以下の区分に応じた必要な指導監督を行う。

- ・ 確認に係る施設・事業が1つの市町村に所在する場合 → 市町村
- ・ 確認にかかる施設・事業が2つ以上の都道府県に所在する場合 → 内閣総理大臣(国)
- ・ それ以外の場合 → 都道府県

○ 設置者・事業者の規模と当該規模に応じて求める整備及び届出の内容

法令遵守責任者の選任 事業所等数 <u>20未満</u>	法令遵守規程の整備 法令遵守責任者の選任 事業所等数 <u>20～99</u>	法令遵守に係る監査 法令遵守規程の整備 法令遵守責任者の選任 事業所等数 <u>100以上</u>
---------------------------------	---	--

※「事業所等数」は、確認を受けている施設又は事業所の数。

同一事業所であっても、異なる事業を行っている場合(小規模保育事業と家庭的保育事業)は、異なる事業所としてカウント。

<参考>介護保険制度の例

- ・ 法令遵守規程 → 法の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したもの(事業者の実態に即したもの)
- ・ 法令遵守にかかる監査(業務執行の状況の監査) → 監査(内部又は外部)の担当者、監査の実施方法等

6. 教育・保育に関する情報の報告及び公表について

子ども・子育て支援法では、施設・事業の透明性を高め、教育・保育の質の向上を促していくため、教育・保育施設の設置者、地域型保育事業の事業者に対して、確認を受け、教育・保育の提供を開始しようとする際に、当該施設・事業において提供する教育・保育にかかる情報を都道府県知事に報告することを求めている。(子ども・子育て支援法第58条第1項)都道府県知事は、上記の報告を受けた後、その報告の内容を公表しなければならないとされている。(同法第58条第2項)

○ 公表の方法(情報の更新頻度、報告・公表方法等)

1. 情報公表制度の趣旨に照らせば、利用者にとって活用しやすいものとなるよう、インターネット等の活用を図る。
2. 一方で、自治体や事業者にとって過度な負担とならないような配慮も必要。情報公表は確認制度の一環として行われるものであり、確認時に市町村が把握する情報との整合性を図るとともに、認可・確認事務にかかる電子情報システムの適切な活用(＝事業者が自ら公表すべき項目との役割分担)を図ることが考えられる。
3. 公表項目の性質に応じて、事業開始(＝確認)時に公表するもの、事業開始後定期的に更新するものがある。

※ 更新頻度等については、情報の流動性、事業者等の事務負担、他制度の例等を踏まえて、実務的にさらに国で検討される。

(参考)情報公表の項目一覧【基本情報】

新制度		現行制度		
項目案(基本情報)		幼稚園	保育所	認定こども園
法人	・名称、所在地等連絡先 ・代表者の氏名等 ・設立年月日 ・同一都道府県で運営する教育・保育施設		・設置者に関する事項	・名称 ・住所 ・代表者の氏名
施設等	・教育・保育施設の種類、地域型保育事業の種類 ・名称 ・所在地等連絡先 ・事業所番号 ・施設長の氏名等 ・認可、認定、確認年月日 ・連携施設の状況(地域型のみ) ・施設設備の状況(居室面積、定員、園舎面積、園庭等の状況、既存の幼稚園・保育所から移行した幼保連携型認定こども園の移行特例の適用状況) ・職員の状況(職種ごとの職員数、免許の有無／専従兼務／常勤・非常勤／直接雇用(有期・無期)・派遣別、勤続年数、経験年数等) ・職員1人当たり子ども数 ・過去3年間の退職職員数 ・利用定員、学級数、在籍こども数 ・開所時間等 ・障害児対応 等	・園庭等の面積 ・遊具の設置状況等 ・教職員数、勤続年数の分布、免許種別等 ・園児数、学級数 ・教育時間や教育内容、及び休業日 ・研修の実績等	・名称 ・位置 ・施設設備の状況 ・入所定員 ・職員の状況 ・入所状況 ・認定こども園の場合、保育に欠ける・欠けない子どもの数 ・開所している時間 ・認定こども園の場合、その旨	・名称 ・長の氏名 ・保育に欠ける乳児又は幼児の数、保育に欠けない子どもの数 ・母体施設の類型、名称、所在地

(参考)情報公表の項目一覧【運営情報】

新制度	現行制度		
項立案(運営情報)	幼稚園	保育所	認定こども園
・施設の運営方針 ・教育・保育の内容、特徴 ・選考基準 ・利用手続 ・利用者に対する事前説明等の状況 ・事故発生時の対応 ・利用料に関する事項(実費徴収、上乗せ徴収の有無、理由、その額を含む) ・障害児保育・特別支援教育、一時預かり、子育て支援、保護者会等の実施状況 ・給食の実施状況(アレルギー対応を含む) ・相談、苦情等の対応のための取組の状況 ・秘密保持のための措置 ・自己評価等の結果 ・子ども・子育て支援法の規定により公表・公示された旨 ・その他都道府県が必要と認めた事項	・学校の運営方針や教育課程 ・教育方針(建学の精神や教育目標等) ・園児募集(説明会等の日程、障害児の入園相談の実施) ・入園料、保育料、給食費 ・預かり保育・子育て支援の実施状況等 ・季節の行事等の実施状況 ・給食等の実施状況、保護者会等の活動状況 ・学校評価結果	・保育所の保育の方針 ・市町村の行う保育所保育の概況 ・私立認定こども園の場合、選考の方法 ・保育所への入所手続に関する事項 ・保育料の額 ・認定こども園の場合、保育に欠けない子どもの保育料の額	・教育及び保育の目標並びに主な内容 ・子育て支援活動の内容